美味いもん情報トータルサイト「御食国ひょうご（仮称）」PR事業業務

委託仕様書

１　委託業務名

　　美味いもん情報トータルサイト「御食国ひょうご（仮称（以下同じ））」ＰＲ業務

（参考）

　サイトの名称　『御食国ひょうご』

　サイトの内容　①県産食材を販売するＥＣサイトのまとめサイト機能

　　　　　　　　②旬の食材、おすすめのレストランの紹介機能

　　　　　　　　③動画等による産地紹介機能

　開設予定　　　令和２年１０月

２　業務目的

消費者や農業従事者等が目的に応じて情報を入手できるよう、県産農畜水産物の販売や相談窓口・支援策等の情報を１カ所で閲覧できるトータルサイトである、「御食国ひょうご」を開設する。このトータルサイトについて、テレビ番組の放送等により、同サイトの周知に向けた広報展開を行うことで、「御食国ひょうご」の活用促進を図る。

３　事業期間

　　委託契約締結の日から令和３年３月31日まで

４　事業費

　　12,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

５　業務内容

放送中の情報番組・報道番組・バラエティ番組内での企画コーナーやポスター等を制作し、「御食国ひょうご」をはじめとし、県産農林水産物の魅力等を兵庫県内外に向けて発信する。

 (１) テレビ放送、ラジオ放送及びSNSを活用した広報

* 「御食国ひょうご」の内容、活用方法等をわかりやすく説明し、サイトの効果的な周知を図るとともに、視聴者の購買意欲を向上させる企画内容とし、兵庫県が誇る農林水産物の魅力を兵庫県内外に向けてＰＲを行うこと。
* テレビ放送、ラジオ放送と連動し、SNS（インスタグラム等）を活用したＰＲを行うこと。

※企画内容および番組情報（放送日時、出演者、平均視聴率、視聴者層等）を提案書に記載すること。

　　　ア　放送・配信地域

　日本国内、首都圏、関西圏（必須）、兵庫県内（必須）

※対象地域を提案書に記載すること。

　　　イ　想定する視聴対象者

主婦層及び若者層

　　　ウ　放送媒体

　　①テレビ放送

地上波（必須）、BS放送、CS放送、有線テレビジョン放送

　　　　　②ラジオ放送（必須）

　　　エ　放送回数、放送尺等

　　　番組の企画内容、視聴率等により放送効果に差が出ることから指定は行わない。ただし、効果的と思われる放送回数を提案書に記載すること。

例）平日昼の帯番組において１週間（５日間）連続放送する

平日夜の報道番組において10分間の特集を１回放送する　　等

　　　オ　その他

　　　　　①　テレビ又はラジオ番組内で取り上げた食材を使ったレシピを紹介し、そのレシピをＨＰ等にも掲載できるようすること。

　　　　　②　「御食国ひょうご」のＰＲ枠とプレゼント告知枠を設けること。

　　　　　③　ＨＰ等で活用する動画の作成など、効果的な取り組みを付加すること。

　　　　　④　農林水産物に関する情報の他、関連イベントや観光情報等と連動した放送内容とすること。

　　(２)　ポスターを活用した広報

「御食国ひょうご」をＰＲするポスターの作成を行うこと。

サイズ：Ｂ２版

部　数：１００枚

※なお、制作したポスターの著作権はひょうごの美味し風土拡大協議会に帰属することとし、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

　　(３) フリーペーパー等を活用した広報

　　　　主に女性・若者層を対象にフリーペーパー等の広報媒体に「御食国ひょうご」をＰＲする記事を掲載すること。

　　　　対象地域等：京阪神地域、兵庫県内（必須）

　　　　規格・段数：タブロイド判 半３段以上。同等以上の広告面積可。

※広告原稿及び掲載方法は事業者が提案し、ひょうごの美味し風土拡大協議会担当者と協議の上、決定することを基本とする。

６　成果物の納品

1. 放送終了後１ヶ月以内に、制作した番組を収録したDVD３本を納品すること。
2. 委託業務が終了したときは、実績報告書を契約期間内に提出すること。

７　業務実施上の留意点

(1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細についてひょうごの美味し風土拡大協議会と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までにひょうごの美味し風土拡大協議会に提出すること。

(2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、ひょうごの美味し風土拡大協議会に提出すること。

(3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨をひょうごの美味し風土拡大協議会に連絡し、その指示に従うこと。

(4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前にひょうごの美味し風土拡大協議会の承諾を得ること。

(5) この業務で得られた著作物等の成果等については、ひょうごの美味し風土拡大協議会に帰属するものであること。

(6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、ひょうごの美味し風土拡大協議会と協議し、その指示に従うこと。